

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年5月21日	合同会社都島自動車商会(法人番号6120003007603) 代表者高土修	大阪府守口市京阪本通1丁目10番36号	旭	大阪府大阪市旭区大宮4丁目24番12号	輸送施設の使用停止(48日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和元年12月20日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	10	5
令和2年5月21日	梅田交通第二株式会社(法人番号3120001093631) 代表者古知愛一郎	大阪府大阪市北区西天満6丁目6番13号	本社	大阪府豊中市原田南2丁目7番1号	輸送施設の使用停止(48日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和元年12月11日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	5	5
令和2年5月21日	ヤマト交通株式会社(法人番号8120001019144) 代表者坂東義雄	大阪府大阪市生野区林寺4丁目7番15号	本社	大阪府大阪市生野区林寺4丁目7番15号	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月19日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1
令和2年5月22日	エフアイ株式会社(法人番号5120001210432) 代表者範広明	大阪府大阪市大正区南恩加島2丁目8番32号	本社	大阪府大阪市大正区南恩加島2丁目8番32号	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法(以下「法」)第20条	令和元年11月21日及び同年12月5日、新規許可を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送【反復・計画的なもの】と認められるもの【(法第20条)、(2)疲労、疾病等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(4)点呼の実施義務違反【不適切】(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(7)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	8	8
令和2年5月26日	さくらタクシー株式会社(法人番号7130001037575) 代表者浜崎健司	京都府向日市物集女町クヅ子15	山科	京都府京都市山科区東野森野町13-10	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が、過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条1項)	1	0